

社会福祉法人 杏樹会
杏樹苑在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杏樹会が開設する指定居宅介護支援事業所「杏樹苑在宅介護支援センター」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方法)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 杏樹苑 在宅介護支援センター
- (2) 所在地 埼玉県入間市上藤沢851番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名以上(常勤換算)
居宅介護支援事業を行い要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- (3) 事務員 相当数(兼務)
必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。但し、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法の内容は次のとおりとする。利用料の額は当該事業所の定める基準によるものとする。その他については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 杏樹苑在宅介護支援センター内相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- (2) 課題分析表の種類 MDS-HC 課題分析
- (3) サービス担当者会議開催場所 杏樹苑在宅介護支援センター内相談室(必要に応じて居宅訪問で実施)

(4) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接すること。

(5) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

ア 実施地域を超えてから…片道10km未満 … 600円

イ 実施地域を超えてから…片道10km以上については、1km30円増し

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、入間市、所沢市、狭山市、瑞穂町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止)

第9条 事業所及び事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 事業所及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(暴力団員等の排除)

第10条 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならないものとする。

(その他運営についての留意点)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従事者は、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるほか運営に必要な事項は、社会福祉法人杏樹会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年7月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(介護支援専門員数の変更)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。(介護支援専門員数の変更)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。(第6条(3)開催場所一部追加・(4)訪問の頻度変更・(5)追加、第6条2交通費内訳変更)

この規定は、令和3年11月1日から施行する。(第8条第1項、第2項虐待防止変更、及び第9条第1項、第2項、第3項利益供与の禁止追加)

この規定は、令和4年2月1日から施行する。(第10条暴力団員等の排除追加)